

(注1) 本比率については、組合の第3事業年度末以降の毎事業年度末時点において充足されていること。

(注2) 「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に定義される中小企業者をいい、具体的には以下のいずれかに該当するものをいう。

ただし、1社の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）若しくはその役員から50%以上の出資を受けている中小企業者又は大企業若しくはその役員から100%の出資を受けている中小企業者（投資後に当該中小企業者に該当しなくなることが明らかである場合を除く。）は、投資対象における中小企業者比率に含まない。

①製造業、建設業、運輸業その他の業種を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）については、資本金若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が900人以下の会社及び個人。

②卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人。

③サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人、旅館業については資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が200人以下の会社及び個人。

④小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員が50人以下の会社及び個人。

⑤企業組合

⑥協業組合

⑦独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第1条第2項で定める組合及び連合会

(注3) 「これに類すると認められる者」とは、次に掲げる者をいう。

①「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」（平成17年法律第30号）附則第2条に基づき、同法による改正前の「中小企業経営革新支援法」（平成11年法律第18号）第4条第1項の承認を受けた者。

②「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」（平成17年法律第30号）附則第4条に基づき、同法による廃止前の「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」（平成7年法律第47号）第4条第1項の認定を受けた者。

③「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（平成10年法律第52号）における承認事業者が承認計画に従って行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて当該特定研究成果を活用する事業を実施する者。